

土地改良工事積算基準の改定（お知らせ）

令和2年6月
和歌山県農業農村整備課

- 和歌山県の農業農村整備事業の積算基準は「土地改良工事積算基準（農林水産省農村振興局整備部設計課監修）」を準用しています。
- 「土地改良工事積算基準」は毎年、改正され、その適用は新年度の4月1日からとされていますが、和歌山県ではシステム改修の都合上、7月15日からの適用となります。